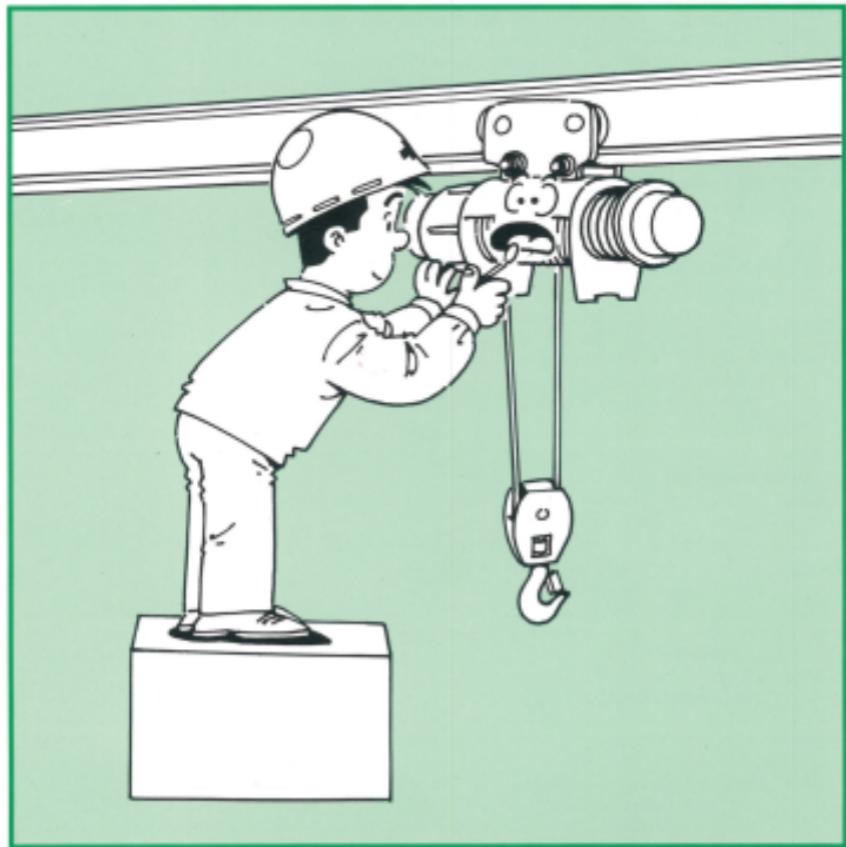


定期点検を受けて 安全な作業を。

オオクラホイストのサービスマンにおまかせ下さい！

ホイストクレーンを安全にお使いいただくためには、定期点検が必要となります。
オオクラホイストの確かな技術が、あなたの事業所のニーズにお応えします。



人にやさしいホイストクレーンのトータルシステムメーカー
株式会社オオクラホイスト

ご存知ですか、ホイストクレーンの定期検査

(クレーン0.5TON以上の場合)

—クレーン等安全規則抜萃集—

第3節 定期自主検査

(定期自主検査)

第34条 事業者は、クレーンを設置した後、1年以内ごとに1回、定期に、当該クレーンについて自主検査を行わなければならない。ただし、1年をこえる期間使用しないクレーンの当該使用しない期間においては、この限りではない。

- 1 事業者は、前項ただし書のクレーンについては、その使用を再び開始する際に、自主検査を行わなければならない。
- 3 事業者は、前2項の自主検査においては、荷重試験を行わなければならない。ただし、発電所、変電所等の場所で荷重試験を行なうことが著しく困難なところに設置されており、かつ、所轄労働基準監督署長が荷重試験の必要がないと認めたクレーンについては、この限りではない。
- 4 前項の荷重試験は、クレーンに定格荷重に相当する荷重の荷をつって、つり上げ、走行、旋回、トロリの横行等の作動を定格速度により行なうものとする。

A. 年次点検

第35条 事業者は、クレーンについて、1月以内ごとに1回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、1月をこえる期間使用しないクレーンの当該使用しない期間においては、この限りではない。

- 1 巻過防止装置その他の安全装置、過負荷警報装置その他の警報装置、ブレーキ及びクラッチの異常の有無。
 - 2 ウィケーロープ及びつりチェーンの損傷の有無。
 - 3 フック、グラブ/パケット等のつり具の損傷の有無。
 - 4 配線、遮電装置、配電盤、開閉器及びコントローラーの異常の有無。
 - 5 ケーブルクレーンにあっては、メイシロープ、レールロープ及びガイロープを緊結している部分の異常の有無並びにウインチの取付けの状態。
- 2 事業者は、前項ただし書のクレーンについては、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。

B. 月例点検

(作業開始前の点検)

第36条 事業者は、クレーンを用いて作業を行なうときは、その日の作業を開始する前に次の事項について点検を行わなければならない。

- 1 巻過防止装置、ブレーキ、クラッチ及びコントローラーの機能。
- 2 ランウェイの上及びトロリが履行するレールの状態。
- 3 ウィケーロープが通っている箇所の状態。

C. 日常点検

(自主検査等の記録)

第38条 事業者は、この節に定める自主検査及び点検(第36条の点検を除く)の結果を記録し、これを3年間保存しなければならない。

D. 点検表の保存について

(補修)

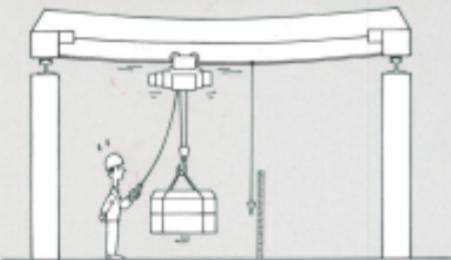
第39条 事業者は、この節に定める自主検査又は点検を行なった場合において、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

E. 補修の義務



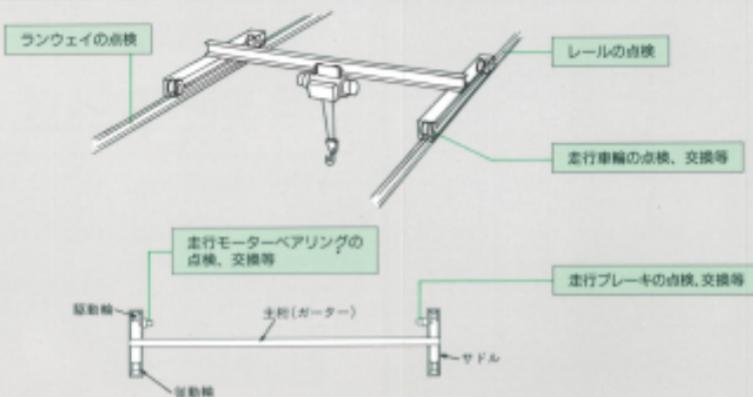
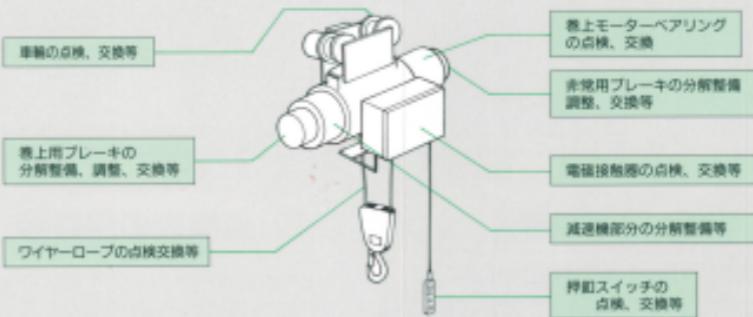
それではわかりやすく説明します。

A. 年次点検(1年に1回行ないます。)



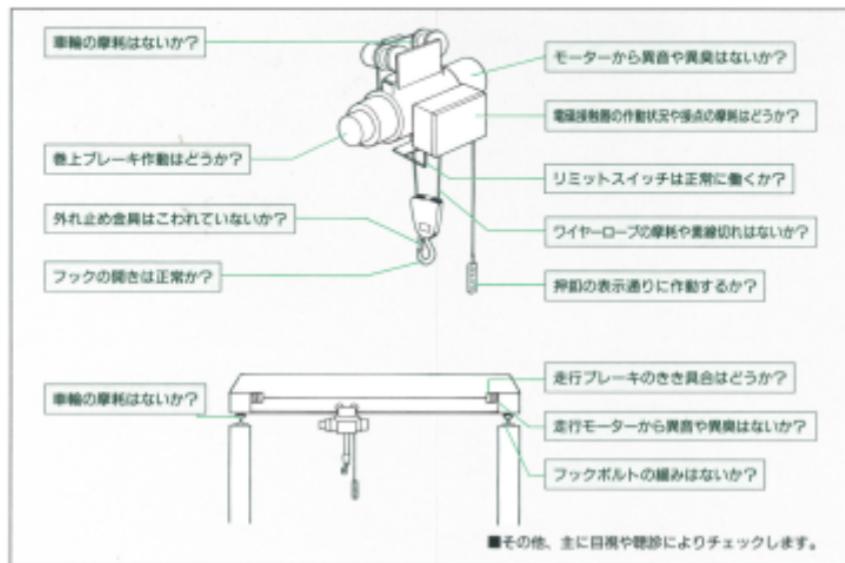
定格荷重分のウエイトを吊って
●タワミ測定
●電流値測定 を行ないます。

※年次点検には、定格荷重試験が必要となります。



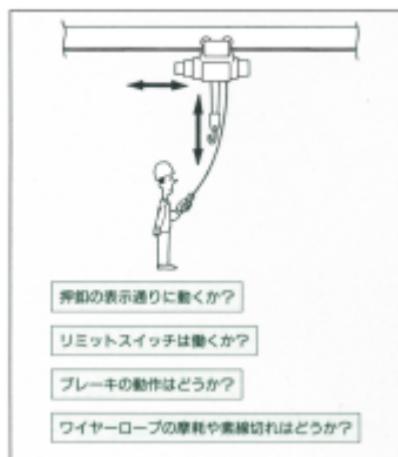
■その他、月例点検でフォローしきれない分徹底したチェックを行ないます。

B.月例点検(1ヶ月に1回行ないます。)



C.日常点検

(始業前にクレーン操作者が行ないます。)



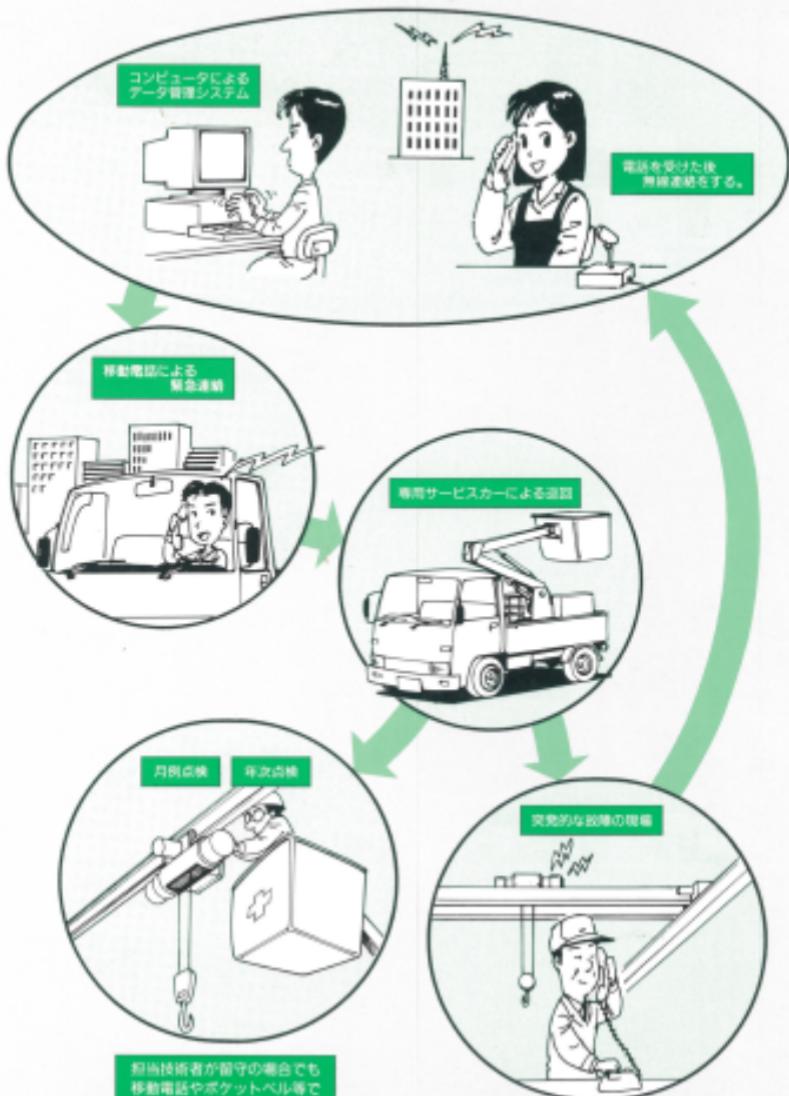
D.点検表の保存等

責任を持って点検表を作成します。
(コンピュータによるデータ管理)
※3年間保存しておいて下さい。

E.補修等について

急を要するものについては、その場にて応じます。
その他については、日時、費用についてご相談の上、施工致します。
尚、突発修理については、優先的に対処致します。

万全のサービス体制でお応えします。

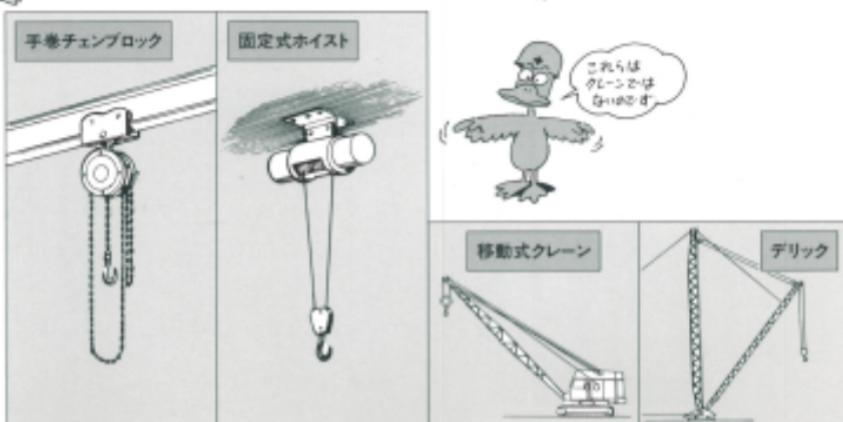
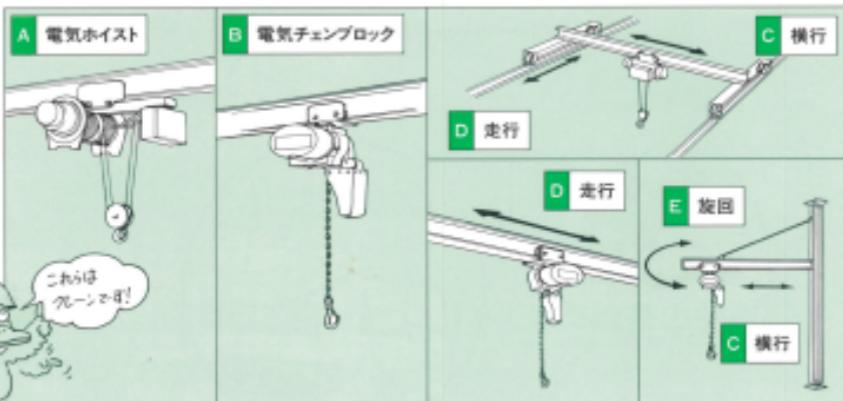


ご存知でしたかクレーンの意味

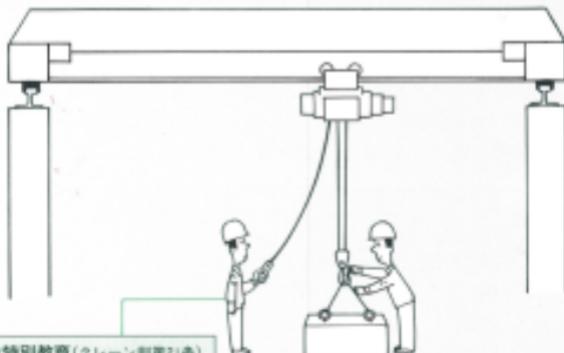
クレーンの定義

クレーンとは、荷を動力を用いてつり上げ、およびこれを水平に運搬することを目的とする機械装置のうち、**移動式クレーン** および **デリック** を除いたもの。

要約しますと、巻上には **A 電気ホイスト** **B 電気チェンブロック** **エアーホイスト** 等が入り、しかも **C 横行** **D 走行** **E 旋回** 等ができるものは全てクレーンとなります。
手巻チェンブロック や **固定式ホイスト** は含まれません。



ホイストクレーンを使用するには、 これだけの資格が必要となります。



■クレーン運転操作資格者の条件

操作方法	吊り上げ荷重		
	0.5t未満	0.5t以上5t未満	5t以上
(A)床下操作	一般の者 (免)	(特) (免)	(運) (免)
(B)遠方操作または運転室(台)付き	(免) (特)	(免) (特)	(免)
通用条文(クレーン等安全規則)	第21、22条		

■玉掛け業務資格者の条件

玉掛け	吊り上げ荷重		
	0.5t未満	0.5t以上1t未満	1t以上
資格など	一般の者 (特) (運) (免)	(特) (運) (免)	(運) (免)
通用条文 (クレーン等安全規則)	——	第222条	第221条

注) (特)……就業時事業者よりクレーン、および玉掛けに関する特別の教育を受けた者

(職)……職場訓練法にて訓練を受けた者 (玉)……玉掛け前講習修了者

(免)……クレーン運転免許所持者

(運)……床上操作式クレーン運転柱能講習終了者

(クレーン等安全規則改正による。平成2年10月1日より施行。

経過措置適用 平成4年9月30日まで)

*資格を取得したい場合は、ご連絡くださいば申込み手続き等詳しくご案内申し上げます。

ホイストクレーンのレイアウトから
メンテナンスのお問い合わせは
豊オオクラホイスト TEL(436)6611
FAX(437)7437



人にやさしいホイストクレーンのトータルシステムメーカー

株式会社オオクラホイスト

〒433-8118 静岡県浜松市中区高丘西2丁目13番1号
TEL.(053) 436-6611 FAX(053) 437-7437